

銀河のしずく 10 周年記念キャンペーン実施業務

企画提案審査要領

令和 8 年 7 月

岩 手 県

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「銀河のしずく 10 周年記念キャンペーン実施業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、審査基準に基づき審査を行うものとする。

2 審査項目等

審査項目、審査基準及び配点は次のとおりとする。

審査項目	審査基準	配点	
(1) 実施方針	本業務の背景及び趣旨並びに業務内容を理解しているか。	10	20
	費用対効果の高い提案となっているか。	10	
(2) 業務内容	確実な履行が見込まれる提案となっているか。	10	40
	キャンペーンの内容は、趣旨に沿った内容となっているか。	20	
	広報資材や広報の内容は、効果的か。	10	
(3) 業務実績・実施体制	本業務と類似の業務の受注実績があるか、もしくは特筆すべき業務成果はあるか。	20	30
	業務を実施する上で十分な体制であるか。	10	
(4) 見積	業務経費は適正であるか。	10	10
合 計		100	

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、審査項目ごとに、審査基準に基づき審査を行い、採点基準に従って評点を付する。
- (3) (2)の評点の合計に基づき上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけることとし、委員ごとの順位点の合計により順位を決定し、県に報告する。
 なお、順位点の合計が同点の場合には、高い順位点の評価（1位の評価）数が多い者を上位者とし、高い順位点の評価が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

【採点基準】

区 分	10 点	20 点
非常に優れている	10	20
優れている	8	16
問題はない（中位点）	6	12
やや問題がある（一部修正が必要）	4	8
問題がある（大幅な修正が必要）	2	4
採用できない	0	0